

## ◆登録の制限

次のいずれかに該当する場合は、申請及び登録はできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ア 民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合  
(民事再生法又は会社更生法に基づく再生又は更生手続開始の決定を受けた場合を除く)
  - イ 債務超過している場合
  - ウ 履行上に必要な技術的能力のない場合
  - エ 納税証明書(その3の3)の交付を受けられない場合
  - オ その他、当社の指示に従わない場合
  
- (2) 過去2年以内において、次のいずれかに該当した場合
  - ア 契約の履行にあたり工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行をしなかった、又は履行を妨げたとき
  - エ 監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げたとき
  - オ アからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人又はその他の使用人として使用したとき
  
- (3) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与について、自社(自社、自社の役員、自社の親会社等を含む。以下同じ。)が次のいずれかに該当したと認められる場合
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、又は関与していたこと
  - イ 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は利用していたとき
  - ウ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、又は関与していたこと
  - エ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は有していたこと
  
- (4) 当社に提出した契約参加資格登録申請書若しくは添付書類中の重要な事実について虚偽の記載をした者、又は重要な事実について記載しなかったとき
  
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有しないとき
  
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けていないとき(建設業法に規定する建設工事に限る)
  
- (7) 共同企業体、事業協同組合等で、その構成員に(1)から(6)までに該当する者を含むとき
  
- (8) 単体及び経常建設共同企業体として重複申請すること
  
- (9) 「契約手続きに係る不正行為等防止約款」に同意しないとき